

## 11 就業者比率(産業3部門)

単位: %

市町村名	比率			市町村名	比率		
	第1次 産業	第2次 産業	第3次 産業		第1次 産業	第2次 産業	第3次 産業
<b>県 計</b>	<b>6.7</b>	<b>30.6</b>	<b>62.6</b>				
<b>北 地 域</b>	<b>6.7</b>	<b>28.2</b>	<b>65.1</b>	<b>会 津 地 域</b>	<b>10.5</b>	<b>26.6</b>	<b>62.9</b>
福 島 市	4.2	24.0	71.8	会 津 若 松 市	5.5	25.4	69.2
二 本 松 市	8.5	36.6	54.9	喜 多 方 市	13.1	30.7	56.2
伊 達 市	13.0	31.4	55.6	北 塩 原 村	14.6	21.6	63.8
本 宮 市	6.1	34.4	59.5	西 会 津 町	19.0	35.8	45.3
桑 折 町	13.3	28.9	57.7	磐 梯 町	16.3	28.1	55.6
国 見 町	16.7	27.4	55.9	猪 苗 代 町	12.6	19.7	67.8
川 俣 町	5.1	43.3	51.7	会 津 坂 下 町	15.0	27.4	57.6
大 玉 村	12.4	33.6	54.0	湯 川 村	25.4	24.0	50.6
				柳 津 町	14.3	30.2	55.4
<b>中 地 域</b>	<b>6.3</b>	<b>29.8</b>	<b>63.8</b>	三 島 町	13.8	24.8	61.4
郡 山 市	3.2	25.5	71.4	金 山 町	13.3	26.5	60.2
須 賀 川 市	9.4	31.9	58.7	昭 和 村	39.8	14.0	46.2
田 村 市	13.2	38.5	48.3	会 津 美 里 町	16.9	26.3	56.8
鏡 石 町	8.9	37.5	53.6				
天 栄 村	14.0	35.5	50.5	<b>南 会 津 地 域</b>	<b>15.6</b>	<b>26.5</b>	<b>57.9</b>
石 川 町	10.8	36.8	52.5	下 郷 町	20.3	26.0	53.6
石 玉 川 村	12.4	41.3	46.4	檜 枝 岐 村	2.4	4.2	93.4
平 田 村	16.2	43.1	40.7	只 見 町	15.3	31.9	52.9
浅 川 町	9.4	47.5	43.1	南 会 津 町	14.5	26.4	59.1
古 殿 町	15.9	42.1	41.9				
三 小 野 町	7.4	33.4	59.2	<b>相 双 地 域</b>	<b>5.7</b>	<b>39.2</b>	<b>55.1</b>
	12.9	39.3	47.8	相 馬 市	6.9	36.7	56.4
<b>南 地 域</b>	<b>9.9</b>	<b>38.7</b>	<b>51.4</b>	南 相 馬 市	4.3	42.1	53.6
白 河 市	6.6	37.7	55.7	広 野 町	2.4	27.9	69.7
西 郷 村	6.3	40.1	53.6	檜 葉 町	1.2	69.9	28.9
泉 崎 村	13.8	39.8	46.4	富 岡 町	-	-	-
中 島 村	19.1	37.9	43.0	川 内 村	11.5	26.3	62.2
矢 吹 町	12.2	37.4	50.5	大 熊 町	-	-	-
棚 倉 町	10.2	41.8	48.0	双 葉 町	-	-	-
矢 祭 町	14.6	42.5	42.9	浪 江 町	-	-	-
埴 谷 町	17.7	36.1	46.1	葛 尾 村	-	20.0	80.0
鮫 川 村	21.5	39.8	38.7	新 地 町	10.8	36.3	53.0
				飯 舘 村	-	-	-
				<b>い わ き 地 域</b>	<b>2.7</b>	<b>32.1</b>	<b>65.2</b>
				い わ き 市	2.7	32.1	65.2

・資料出所: 県統計課「国勢調査 就業状態等基本集計結果 一福島県の結果概要一」

・調査時点: 平成27年10月1日

・調査周期: 5年

・算出方法: 第1次(第2次、第3次)産業就業者数/就業者総数

・参考: 第1次産業とは、農業、林業、漁業である。第2次産業とは、鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業である。第3次産業とは、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)、公務(他に分類されるものを除く)である。

注)割合は、分母から「分類不能の産業」を除いて算出している。